

午前10時37分開会

○はやお委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

本日、欠席届が出ております。区議会事務局長、吉村事務局長の欠席届が出ております。理由につきましては通院です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、次に入ります。

お手元に本日の日程をお配りしております。本日は、100条調査委員会として、項番1、100条調査についてとして、（1）日比谷地区まちづくりに関する経緯・経過等について。（2）国内行政調査について。（3）追加告発について。（4）今後の証人尋問要求について。（5）その他。そして項番2、100条調査以外でその他と、このように進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、項番1、100条調査について入りたいと思います。

まず、（1）の日比谷地区まちづくりに関する経過等について、7月21日の当委員会で確認させていただきました。区への追加資料提出を求め、それに対して提出された資料について、執行機関からの説明を頂きたいと思います。内容につきまして、一つ一つの資料についてやるか、全部説明を頂いてやるかということなんですけど、関連性もあるので、全部やってからでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、執行機関からの説明を求めます。

○早川翹町地域まちづくり担当課長 それでは、私のほうから、百条委員会の要求資料一覧という中で、資料1の（1）それから資料1の（2）につきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料の1の（1）と書いてある資料でございます。それで、あと追加で補足ということで出した資料がございまして、ちょっと下のほうにあると思いますが、資料1の（1）補足と書いた資料もございます。ほとんど同じ資料なんですけれども、後で補足という内容を追加したものが、後で出した資料になっております。

それでは、資料1の（1）のほうから説明をさせていただきます。日比谷の区有地（広場）の無償貸付けに至る経緯・経過についてという資料でございます。

こちらにつきましては、上からですけれども、平成23年6月に、東京都、区、地元による検討会におきまして、「日比谷エリアまちづくり基本構想」というのを策定されております。それから、平成23年10月からですけれども、区と地元による「日比谷地区まちづくり勉強会」を開催しております。この中で、地区計画の変更に向けた議論を行っております。それで、24年12月に区道の一部の廃止と有楽町一丁目街区の「有楽町日比谷地区地区計画」の変更が決定をされております。これは、すみません、次の行ですけれども、25年12月「日比谷地区都市再生特別地区」というのが決定されております。これは東京ミッドタウン日比谷の敷地に関する都市計画の内容になっております。

それから、27年3月に日比谷地区のエリアマネジメント団体である一般社団法人日比谷エリアマネジメントが設立されております。同じ年の6月に日比谷エリアマネジメント

が都市再生推進法人に指定されております。同じく平成27年ですけれども、9月に、広場につきまして、区の中の用地問題検討会に付議されまして、無償貸付けの方向性が了承されております。それから、同じ年の9月ですけれども、広場につきまして、区の中の調整会議に付議されておりました、エリアマネジメントの新たな仕組みをつくる方向性について了承されているという状況でございます。

それから、平成28年6月に区と日比谷エリアマネジメントの間で有楽町日比谷地区における公共施設等の維持管理及び運営に関する基本協定と、それから土地建物使用貸借契約を締結しております。この上の基本協定というものは、区が広場の土地建物を日比谷エリアマネジメントに無償で貸付け、日比谷エリアマネジメントは広場の維持管理と運営、それから広場の修繕ですね、というのをやると。それと併せて、周辺道路の維持管理と修繕を行うというような内容になっております。それから、使用貸借契約につきましては、日比谷エリアマネジメントは区から広場の貸付けを受けて、有楽町日比谷地区における地域住民の交流を促進し、にぎわいの創出を図ることを目的として広場を一体的に活用していくというような内容がこの中で定められております。

それで、平成30年2月に東京ミッドタウン日比谷と、それから隣接している区有地の広場が完成しまして、広場についても使用開始というふうになっております。

それで、別添資料といたしまして、ちょっと小さくて恐縮ですけれども、別添資料というものを資料1の(1)につけております。当法人の今後の運営についてというふうにして書いてある資料でございます。こちらにつきましては、日比谷エリアマネジメントの資料でございますが、一応こちらの中身ですね、平成27年頃の資料になっておりますが、2018年度以降ですから、広場が完成してからのエリアマネジメントの事業計画(案)という資料でございます。この資料の上のほうの内容については収支の見込みということになっておりますが、左側の部分が支出になっております。この支出の中で、広場部分の長期修繕の積立金というのを見込んでおりました、これが、今、2,050万円ぐらいを見込んでおります。そのほか税金等も含めて計上しておりますが、合計で1億ぐらいの年間支出というものが計上されて、計上というか、想定されております。それから右側のほうは広場の運営収入ということで、この時点では1億円ぐらいの年度の収入を見込んでいたというようなことでございます。

それから下のグラフがございまして、長期修繕のための積立金というグラフなんですけれども、ちょっと、非常に小さくて、字が読みづらいんですが、ちょっと左側の軸の目盛りが金額になっているんですけれども、数字が8個ほどあると思うんですが、下からゼロがあって、次が1,000円単位になっているんですけども、この1億、2億、3億、4億、5億となっております、一番上の数字が8億円という数字になっております。それで、この数字では、今後の長期の積立金ですね。修繕がどれぐらいかかるかというような想定をしております、その累計額がこの赤い線で折れ線になっているものなんですけれども、この時点では30年間でどれぐらいになるかというような想定をされております。30年間ですっと長期修繕を積み立てた場合に、大体後半で修繕費がより出てくるということなので、左側の目盛りと合わせて見ますと、8億円ぐらいが30年間でかかるんじゃないかという想定をこの時点ではされているという資料でございます。

それから、後で出ております資料1の(1)補足という資料でございます。それでこ

の補足につきましては、一旦資料を提出をさせていただいた後に、この平成23年10月の勉強会の中で、広場に……

○はやお委員長 どこ。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 無償貸付けに関する議論が……

○はやお委員長 ちょっとごめんね。資料確認、どこなんですか。あ、一番下のほうに。ああ、こっちの、ああ、こっちな。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 大丈夫ですか。

○はやお委員長 こっちでした。別添であるということね。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 右上に資料1の(1)補足というふうに書いてある資料でございます。

ここの下のほうに補足というのがつけてあります。こちらの部分だけ追記させていただいておりますが、この23年10月の勉強会のときに無償貸付けの議論があったかどうかということで追加のご質問がございましたので、そちらに関しまして、少し補足させていただいております。

この補足の部分でございますが、平成23年10月からの「日比谷地区まちづくり勉強会」では地区計画の策定に向けた検討が行われております。それで広場に関しては区内にどのように配置していくのか等の議論がなされておりました、区有地の広場の貸付けに関する議論というのはされておられません。それで、具体の貸付けに関する議論としましては、先ほど少し経緯のところでご説明しましたように、平成27年の用地問題検討会と調整会議のほうで議論がされております。会議資料につきましては既に提出させていただいておりますので、ちょっと今回省略いたしますが、そういった中で貸付けに関する議論がされているという状況でございます。

資料の1の(1)に関しましては以上でございます。

○はやお委員長 ごめんね。じゃあ、ちょっと座って。全部説明していただくんですけど、傍聴者の方々がちょっと分かりにくい。ちょっと資料を傍聴のほうにお渡ししておりませんので、唯一皆さんにお伝えしたいことが、今日は日比谷エリアマネジメントについて、やります。そして、我々は100条調査権に基づいて資料要求をしました。つまり、この資料の要求というのは、禁錮刑並びに罰金刑の関わることなので、内容にそごがあると証人尋問と同等の対応になるという中身での、今、資料の提出を頂いております。今、資料1の説明につきましては、区有地無償貸付けに至る経緯・経過についてということで、我々のほうの100条委員会としては、日比谷エリアマネジメントに対し、区は区の所有する土地約225億円相当、建物約30億円を、20年間無償で貸し付けるということになっております。貸し付けるに至る詳細な経緯・経過について、同エリアマネジメントの当初の収益予想を含め、資料を添えて明らかにすることということで今の資料の説明になっております。

それで、続きまして、(2)の説明に入る前に、どのような要求をしたかといいますと、日比谷エリアマネジメントに区長の知人が関係していることについてということです。これは証人尋問によって明らかになりました。そこで、日比谷エリアマネジメントに区長の知人が関係することになった経緯・経過が分かる資料を添えて明らかにすること。この2点でございます。

一応、1点目の（1）は、これで終了でいいわけですね。では、（2）についてご説明をお願いいたします。

担当課長。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 引き続き資料1の（2）につきましてご説明をいたします。

こちらにつきましては、日比谷エリアマネジメントに区長の知人が関係することとなった経緯・経過についてということでございます。

まず、区長の知人がというふうに、関与しているのではないかということでご質問頂いております。その中で、区長の知人というのは具体的に誰を指すのかということまでが明確には分からない部分があったので、現在、日比谷エリアマネジメントに関係している区の元職員のことであるということでもしまして、経緯・経過を確認をさせていただいております。

で、まず、日比谷エリアマネジメントを、先ほどもご説明しましたエリアマネジメント団体の日比谷エリアマネジメントにつきましては、平成27年3月に設立をされております。この頃に適切な人材の推薦や事業運営に関する相談と協力が、区のほうにありました。

それで、その間ちょっと期間が開きますけれども、平成30年の2月に東京ミッドタウン日比谷と区有地の広場が完成をしております。この広場の完成の前後に、日比谷エリアマネジメントの活動が本格化するため、日比谷エリアマネジメントから区に対して、適切な人材の推薦について再度問合せがありました。で、それを受けまして、行政経験が豊富で地域の実情にも精通していて、エリアマネジメントにも造詣が深い区の元職員を、区長、副区長にも相談した上で日比谷エリアマネジメントに紹介をしております。平成30年6月に日比谷エリアマネジメントが、その元職員の会社と業務委託契約をすることを決定し、それから、平成30年7月に日比谷エリアマネジメントが元職員の会社に事務局長業務を委託したというふうに聞いております。

それで、資料1の（2）の補足という資料がその後ろのほうにつけております。その資料1の（2）の補足の部分でございます。年表というか、年が並んでいるところの下のところに補足ということを書いてありますが、具体的にどのような意見交換がされたのかというようなご質問が、追加でございました。で、そこに関しての補足ということを書かせていただいております。

その内容につきましては、平成30年2月に再度区のほうに人材がいらないかという相談があったときの意見交換に関する記録というのは特に残されていないんですけども、ここで挙げている、行政経験が豊富であったり、地域の実情にという話がありますが、地域の実情に精通しているというのは、例えば、有楽町日比谷地区の地区計画が昭和60年頃に決定されていて、それがその後変更されているというような経緯であったり、それから、周辺道路の維持管理につきまして、今回のミッドタウン以前から道路の維持管理を地域とちょっと協定を結んでいるというような、そういったこともございました。そういったことに詳しいという方がいないかというふうを探したということ。あるいは区内のエリアマネジメントにつきましては、別の先行事例としまして、秋葉原とか有楽町、それから神田淡路町等もエリアマネジメントという活動をされておりますので、そういったことにも詳しいということで、そういう人がいないかというのを改めて探したというのが補足の内

容でございます。

すみません。説明は、資料1の（1）と（2）につきまして、説明は以上でございます。○はやお委員長 はい。じゃあこれで一応追加のエリアマネジメントについては終了ということですね。

あと、これ補足のほうというのはちょっと確認なんだけど、29日の締切りの資料としては補足のないやつが、資料として、うちのほうで収受印を押していると。これについて補足の内容も、これ100条調査の資料として扱っていいのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○早川翹町地域まちづくり担当課長 この内容につきましては、特に問題ないというふうに考えております。

○はやお委員長 資料としてね。

○早川翹町地域まちづくり担当課長 はい。資料としてということで、よろしいと思います。

○はやお委員長 はい、分かりました。じゃあこの資料につきましては、100条調査の資料として取り扱わせていただきます。

あと、あえて言わせていただきます。7月29日の締切りに関して、区側のほうにつきましては、厳格に日にちを守っていなかったもので、今後はしっかりと、場合によっては日にちが間に合わないということは、これについては資料提出拒絶という扱いにもなってしまっているので、そこのところはしっかり守ってください。それもきっと、解散劇、違法な解散をし、法的根拠のない解散を基に提出しなかったのか否かは知りませんが、本来であればそこところも確認をしたいぐらいなんです。我々としては、その解散の前にこの資料要求をしていますから、今後はしっかりとこちらのほうに誠実に対応していただきたいと思いますが、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 大変申し訳ございませんでした。これから誠実に対応させていただきますので。

○はやお委員長 はい。休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○はやお委員長 再開いたします。

林委員。

○林委員 申し訳ない、申し訳ないって、石川雅己さんもそのようなことをおっしゃって、じゃあどうするんですかといったら、昨日答えが予算特別委員会でなかったんですが、その他でもやりますけれども、どなたの指示で7月29日記録の提出を拒んだのか、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 明確な指示というものはなかったというふうに記憶しております。ただ、先ほど委員長が言われたように、区としてというか、区長として、議会解散というようなところでしたので、そういったところを踏まえまして、理事者側として提出はしなかったというのが実情でございます。

○林委員 それは全然お答えになっていないですよ。違法な解散だった。これは本会議で石川雅己さんがお認めになられた。で、違法な命令に地方公務員は従って、よろしいんで

すか。もしよろしければその法的根拠をお答えしてください。併せて、どなたの指示に基づいて記録の提出を拒んだのか、お答えください。

○はやお委員長 ごめんね。答弁は、違うな、全庁的なことで、ほかの資料も絡んでいるから。

政経部長。

○細越政策経営部長 今、林委員のほうからのご指摘でございますけれども、まず明確な指示はなかったということは、まず申し上げさせていただきます。あの……

○林委員 部長の判断で出さなかったの。

○細越政策経営部長 あ、いえ。まあ、いえ……

○林委員 担当課長のほう。はっきりしてくださいと言っているの。

○細越政策経営部長 どこか、この指示、資料を出すなというような指示があったというわけではございません。ただ、解散が確かに、があったということでございまして、そのときに、一応我々といたしましては、そのときはまだ解散が有効であるというふうに話をしておりました。

○林委員 7月29日というのは、石川雅己さんの次男の証人尋問をやった日なんですよ。そこまでにこの資料が出ていれば、より証人尋問が深まったかもしれないところを拒絶したというのは、どなたが指示なのか、意思決定なのかというのを明らかに今説明してくださいと言っているんですよ。そんな、言ったら、じゃあ、担当課長なんですか、部長なんですか、政策経営部長なんですか、副区長なんですか、区長なんですか、それぐらい示さないと、提出期限というのを地方自治法に基づいて出しているわけですよ、記録の提出。そんなあやふやなことでは困りますから、どなたの指示だったんですか、お答えください。

○細越政策経営部長 大変繰り返しになって申し訳ございませんけれども、具体的に誰が指示があったかというものはございませんでした。

○林委員 それでは、また委員会に諮っていただいて、7月29日に資料を、提出を拒んだ理由について、事由について、意思決定について、文書で提出ください。

○はやお委員長 はい。

○林委員 していただきたい。お取り計らいは正副委員長にお任せします。

○はやお委員長 はい。これ、重要なことなんですよ。というのは、7月29日についてね、そして解散劇については、何日だっけ、7月27日だったっけね。

○林委員 28。

○はやお委員長 28。ということは、その前にその資料提出、遡及するとなんてことはないんだから、それを、そちらのほうとして誠実に、委員会、議会が不存在といえども、予算特別委員会で資料を提出したように、実務的には事務局に渡すとかということが通常の対応なんだよ。そうすれば、収受印を押して受け取ったという形になるということなんだ。また今日もいろいろと様々にマスコミのほうであって、不祥事も起きているよね。だからそういうところで緩んでいるんだよ、はっきり言って。権能の中の厳しい中で、我々も本当に真剣にやって、皆さんに対しては言っているつもりでいるだけに、平気で期限を守らない。そういうことについて、あってはならぬ、本来地方公務員としてあってはならぬことだから。で、一応諮り事になっていきますけれども、どうですか、一応その経緯・経

過についてだけは、確認の、100条調査権での資料要求、今日この場ではそういうところでとどめさせていただいて、一応照会をするということで、よろしいですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。じゃあ、それはちょっと確認をさせていただきます。その内容については、今、そこでとどめさせていただきます。

続きまして、資料の説明が終了しておりますので、ただいまの説明を基に、質疑、質問を受けます。

○小枝委員 声、聞こえますか。

○はやお委員長 聞こえます、聞こえます。

○小枝委員 はい。質問させていただきますね。

この日比谷の出来事というのは、本当にかつてないような驚く事態が起きている。区民に身近なところのイメージで、ちょっと私なりに言うと、例えば愛全公園がありますと。その区道を挟んで向こう側に、区民の何か建物がありますと。で、その区道を廃止して広場にしましたと。で、この公園とか広場を区が管理するとお金がかかるから、そのビルオーナーに、ここイベントをやってもいいから、自分で収入を得て、清掃して樹木も管理して、って、みたいなの。その上に、知らないうちに、そこに何か建物が広場の中に、区民も議会も誰も知らないところでできちゃった。その区道を廃止するときには、廃止するからといって、そんな規制緩和したりしませんと言って廃止させた。で、気がついてみたら、容積は、これ、900から1,450でしたっけ。何かもう物すごく大きな緩和されて、実は、水面下では、都市再生緊急整備地域とか、いろんなあらゆる都市計画手法を使って、日照権までなくなるような、日比谷に対する影を落としても何にも文句を言われなような、そういうふうな事態が起きていた。

で、土地を貸したことについても、議会には一切言っていなかった。それは、200億相当の土地を、議会にも一切言わずに貸しちゃった。20年間まともに貸して賃料もらってれば200億以上の土地の賃料になる。そういう、で、議会からは、これ、広場じゃなくて、ちゃんと公園にしたらどうですかと言ったら、いや、公園より広場のほうが緑が見えるんだとか、何か、お金がかからないんだ、柔軟に使えるんだといって、そんなような、ちょっと雑駁ですけど。

で、私が今日一番聞きたいのは、平成24年の2月7日に区有財産貸付け料に関する考え方というのを千代田区はまとめたんですね。というのは、ここの旧庁舎の跡地をKKRに貸し付けるときに、あそこも100億以上の土地だけれども半額貸付けで病院だしということで、そのときにもめたり、あとは東松下町の千桜の土地を貸すときに、74年間も定借で貸すというようなことを決めちゃったり、そういう、いろんな土地に関する問題がえみふるでもありました。いろんなところでありました。そういう問題があったので、区としては区有財産の貸付けについては考え方をまとめますとあって、平成24年の2月7日にまとめたんです。それをこれも出してもらえばよかったんですけど、これを読むと、この減額率については、区民生活への貢献度等に応じて決定するというふうになっているんです。あとは、100%までの減額を可能とするとなっているんです。それから外部専門家の関与をもって議論するとなっているんですよ。で、もしかすると、私が知らないこと

ところで、この区民の財産の貸付けに関する考え方を変更したんですか。この平成24年の政策経営部資料3というのは、これ、企画総務委員会資料に出ていますので、このときには生きていたと思うんですけども、私がこの日比谷に関していろいろ書類を読んでも、この辺の形跡が全くないんですけども、まず、冒頭、この貸付け料の考え方というのが、このときの考え方として生きていっているかどうかというか、基になっているかどうかという確認をしたいと思います。

○はやお委員長 はい。財産がないと駄目なのか。分からない。

休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

ただいまその貸付けのどのくらいのパーセンテージに貸し付けるか、基本的な考え方も整理し、なっているので、財産関係の担当部課長にちょっと来ていただいて、そのときにはもう一度質疑をやり取りしたいと思います。で、今日、すぐ来てくれるんだよね。（発言する者あり）はい。

ほかにございましたら。

○林委員 資料についてで、区長の知人が元職員であるという方で、ここで資料1の(2)で改めて書いていないので確認しますが、この元区の職員というのは、三番町の区長がマンションを事業協力者住戸として買ったときに建築審査会の駆け込みだという指摘もあったんですが、建築審査会の委員としてやられた元職員ですか、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 ここで、エリマネで区の元職員の人に関しては、現在の建築審査会の委員というのは事実でございます。で、その当時は委員ではなかったというふうに聞いております。

○林委員 それでは、建築審査会、総合設計制度を認めるとか、大事なお役なんですけど、この元職員が建築審査会の委員になられたのは平成何年何月何日ですか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。ちょっと、いつ就任したかまでは、私、ちょっと把握できてなくて、申し訳ございません。ただ、先ほど申し上げたように、この三番町のマンションの総合設計の建築審査会には委員としては入っていないというところは、確認はさせていただいております。

○林委員 では、就任の年月を示していただきたいと思いますが、次回までに。

もう一点が、平成23年当初、要は日比谷地区まちづくりの勉強会ですとか、地区計画の変更ですね、これをやったとき、この元職員はまちづくり担当部のどの職におられたんでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 もう、既にそのときは退職されていたというところでございます。

○林委員 何年何月まで、それでは、その元職員は千代田区役所のまちづくりの担当として在籍していたんですか。

○加島まちづくり担当部長 平成23年3月末で退職をされているというところでございます。

○林委員 もう一点が、資料の補足のほうで説明があった、平成30年2月のほうに、区



の行政経験が豊富で地域の実情に精通した人を1人出してもらいたいと。これはどこのどなたから区役所のどの部署のどなたに相談があったんですか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 すみません。ちょっと詳細が残っていないんですけども、確認できている範囲としては、日比谷エリアマネジメントの担当のほうから地域まちづくり課の担当のほうに相談があったというふうに聞いております。

○林委員 分かりました。それも、日付も含めて、どなたの、日比谷エリアマネジメントがこの当時はもうできていたわけですね。27年3月からできていたんで、どの担当の方からどの担当の方に、要は事業ベースなのか、上のほうから来たのかというのを含めて出していただきたいのと。資料を追加ですね。併せて、時系列のところで日付を入れていただきたいんですよ。特に、平成27年9月の用地問題検討会ですとか調整会議というところは、極めて日付が大事で、何を言うかということ、三番町の区長のマンションを購入したときというのは27年の11月なわけです。先に、次男の方がモデルルームに行けたのが、この時期とどれくらい離れているのかって、時系列で行くとぴったり一致する日付になってくるんで、日付をぜひ、これ、追加で入れていただいた上で、もう少し詳細な、誰から誰というのも併せた形で、資料提出を、記録の照会をお願いしたいんです。

○はやお委員長 はい。よろしいですかね。というのは、ここは非常に平成27年の11月の7日に次男さんがウエルカムアンケートを提出していると。そして用地問題検討会も同9月ぐらいだった。これを時系列的にきちっと明確にしたいので、当然、先ほどのありました総合設計制度の決定等々を含めて、ただいま紙面をばらばらに書いてありますけれども、ただいま林委員の要求につきましては、表にして、時系列的にどのように決まっていたのか、そしてこの日比谷エリアマネジメントの用地問題検討会を含めて、その前の内容も含めて、どういうふうに経緯・経過で、意思形成、意思決定がされてきたかという資料を整理していただけますでしょうか、お答えください。

○加島まちづくり担当部長 明確に日付が分かるところに関しましては日付を入れさせていただいて、経緯・経過とか、もう少し詳細に分かるようなところに関しましては、そういったものを踏まえて整理させていただいて、提出させていただきたいと思います。

○はやお委員長 林委員。

○林委員 最後、もう一点、区長の知人なんですけど、資料1の(2)に書いてある、要は日比谷エリアマネジメントがまちづくりに造詣の深い元職員をと、直接固有名詞を指定されてきたのか、あるいは区長、副区長が相談の上とあって、どうして平成23年3月に退職した元まちづくりの役職はよく分からないですけども、今の時点では、の方が、この日比谷エリアマネジメントをやってくれと、区長、副区長がお願いすることになったのか、経緯・経過も含めて、記録として出していただきたい。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。お願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

あと、だから、先ほどの、誰がそのとき担当者ということも分かれば、そのところで明確にし、今後のことで、当時の担当者しか分からないということになれば、そのところで、場合によっては参考人並びに証人として呼び出して、明確に真相究明をしなくてはいいけませんので、その資料の正確なものをお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○木村委員 資料の1の(1)で、平成24年12月区道の一部廃止が決定されました。で、この議案の審議の過程で、先ほど小枝委員も若干触れられましたが、この区道を廃止し広場にするので、いわゆる開発側にとっての何らかの規制緩和、容積率の緩和に関わるのかという質疑に対して、それはないという答弁でした。

で、これは事前に頂いた資料で、平成24年8月30日に首脳会議が開かれ、その議事概要が提出されています。その議論となった主な事項で、こういう発言がありました。131号線を廃止することで、業者にとっては開発面積が増えるメリットがあるが、そのメリットは区側に還元されるのかという、そういうやり取りなわけですね。つまり、区道廃止が平成24年12月、首脳会議が平成24年8月30日なので、三、四か月前の会議でそういう議論が交わされているわけです。となると、平成24年12月の区道の一部廃止のいわゆる議案審査の過程で、それを広場にするので、いわゆる開発側にとって規制緩和ないし容積率緩和の何らかのメリットがあるということは、当然、区としては承知していたのではないだろうかという疑問が湧いてくるわけです。で、その辺のことというのは、平成24年の話だけれども、ご説明いただけたらと思います。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 平成24年の、そうですね、12月に区道の一部廃止をされておりまして、それで開発というのは東京ミッドタウン日比谷のことだと思いますが、そちらの敷地の都市計画ですね、都市再生特別地区という都市計画につきましては、翌年の25年の12月に決定をされておりまして、

それで、時系列で言うと、24年の12月に廃止、それから同じときに地区計画が決定されておりまして、この時点で、この地区について、例えば広場をどこにするかと。それから歩行者の動線をどこにするかというようなそういったことが地区計画として定めて、それに基づいて廃道の考え方ですね、道路付け替えのような形で広場を造っているというようなことが行われております。

それで、それが決まったのが24年12月ということですので、一応それを受けて、半年後の東京ミッドタウン日比谷の開発に関する都市再生特別地区の提案は25年の6月に行われておりますので、その固まった後に広場をどう活用するかというのを詳細に検討して提案に盛り込まれたというふうに思っておりますので、そういう意味では、民間のほうの都市再生特別地区の提案自体はもちろんするという話はもしかしたら把握しているかもしれませんが、詳細については、その時点では、その広場に関して、例えば容積緩和のほうに使っていくとか、そういったところまでは詳細までは把握してなかったんじゃないかというふうに考えております。

○木村委員 今のご答弁で、ちょっと二つのことがあると思うんですよ。一つは、今ご答弁いただいたように、区道を廃止した時点で、三井側がですよ、都市再生特区の活用を区が承知していたかどうかですよ。都市再生特区を使った再開発をやるということ承知していたかどうか。この区道廃止の半年後に都市計画提案を行うわけですね。で、しかも三井側のコンサルと区が委託した地区計画の基礎調査で委託したコンサルが同じ会社だということだと、この区道の一部廃止と地区計画の策定が同時期ですから、当然いろんなルートから、三井側が都市再生特区を使うというのは承知していたんじゃないかと想像できるわけです。となると、その区道廃止のときに規制緩和をする。容積率の緩和はないという当時の区の答弁というのは議会側を欺くことにつながったんじゃないかと。これがですよ、

その後の日比谷エリマネの説明を区にできなかったという形でつながっていくんじゃないかというふうに想像するわけです。この辺の当時の状況というのは、やはりきちんと振り返って、あのね、これ、首脳会議の議事録の概要で、こういうやり取りがあっただけで、ちょっと分かりにくいんですよ。（発言する者あり）もし詳細なものがあったら、どういう議論がこの点で交わされたのかということをご報告頂けたらというふうに思うんですね。○はやお委員長 分かりました。どうかな、ここのところはただいま話しましたように、土地の付け替えということに関してはこの容積緩和には関係しないということでの答弁だった。けども、結果的にいろいろなものが固まってきたら、結果的には違っていたんじゃないかと。だからどの時点ではっきり分かったのかということが、このところからいろいろなものがボタンの掛け違いによって出てきているのではないかという、今、委員のほうのあれなんですけども、明らかにするということで、その当時の方も含めて、誰がどのように決定していったのかの経緯・経過の資料をお願いしたいと思います。また、その一覧表を含めてそのところに追加したいと思います。よろしいでしょうか、お答えください。○早川麴町地域まちづくり担当課長 それでは、経緯をもう少し確認いたしまして、ちょっと分かる範囲で、少し整理させていただきたいと思います。

○はやお委員長 はい。先ほどのね、担当課長はその当時いらっしゃらなかったから、あるんだろうと思いますけど、「固まった後、〇〇とっております」というのは答弁にならないからね。分からないなら分からない。そしてこれについては確認した上で答弁させていただくという答弁にしっかり今後していただきたい。「思っております」というのはあなたの考えになっちゃうから。

ほかに。先ほどの、ちょうど担当部課長が来たんで、小枝さんの質問のほうに入っているかな。もう一度、じゃあ小枝委員のほうからもう一度質問していただきまして、お願いしたいと思います。

小枝委員。

○小枝委員 部長のほうを向きますが、平成24年2月7日に政策経営部資料として、区有財産の貸付け料に関する考え方。行政財産の使用料を含む、と、こうなっているんです。で、まず端的に聞きますと、この考え方はその後変更されているのか、これを基にこの貸付けは行っているのかということからお願いします。

○大森財産管理担当部長 これを基に貸付けを行っております。

○小枝委員 そうですね。そうしますと、この左のこれに関する日比谷に関する一連の手続が、少なくとも、頂いた、もう3センチから5センチぐらいのすごいたくさん資料を読んでも、議会の議事録を検索しても、この手続に、端的に言うと反するんじゃないかというふうに思う面がありまして。で、不自然だなと。

一つは、先ほども申し上げたんですけれども、経緯・経過の資料の中で出てくるのは、平成27年の9月16に、当時の坂田まちづくり担当部長から、政経部長宛てに用地問題検討会を開催してくれということがあって、もう翌日17日に無償貸付けの方向性というのを決めるんですね。で、この考え方の中には、貸付け手続の客観性の確保というのが書かれていて、貸付けを行う場合に、外部専門家が関与する手続を設けるなど、貸付け手続の客観性を確保するというのが書かれています。

それと、もう、2点ね。1点が、100%までの減額を可能とするというふうになって

いるんですけども、あくまで可能とするということで、100%減額というのはマックスということなんです。で、ほかの例を見ても、それほど事例がない。介護施設や保育施設でもお金を払ってもらっているような賃料を取っているんですよ。

それと、3点目が、減額率は区民生活への貢献度。原文を読むと、どこだっけな、「貢献度等に応じて決定する」というふうになっているんです。その考え方は、一体どの会議で、どんな議論をしたのか。あ、そうだ。減額率というふうになっていて、「100%までの減額を可能とし、区民生活への貢献度等に応じて減額率を決定する」となっていますよね、原文は。私の持っている資料が違いますか。ちょっとやっぱり変わったのかしら。○はやお委員長 区有財産貸付けについての考え方というところの、多分条例でしたっけ、それ。

○小枝委員 条例は条例であるんだと思いますが……

○はやお委員長 あったんだっけ。

○小枝委員 国または地方公共団体等への貸付け使用許可1号該当というところの説明……

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

小枝委員。

○小枝委員 それでは、この資料を共通の資料として提出していただきたいと思います。

で、ちょっと、じゃあ資料はさておいて、事実行為だけを確認をしますが、私たちに出版されている資料は、9月の17日の用地問題検討会に付議したところの若干の議事録と、それから調整会議、これがいつになっているのか、ちょっと日にちが、もう翌日ぐらいで、たしか翌日の朝一番みたいな格好で調整会議というのが、あ、9月18日の8時半ですね。

○はやお委員長 そうそうそう。

○小枝委員 同じ場所で調整会議というのが行われていて、ここでは、かなり副区長のほうからは、ちょっと慎重なるコメントが出ていたけれども、まあ進んでいるというような、そういう内容になっているんですけども。

何で私がこんな質問をするかということ、この間解散劇もあって、地方自治法というのはすごくよくできているんだなということを勉強するわけですけども、地方自治法の考え方としては、首長一人にこれだけの権限を与えていないんじゃないかと。200億もの土地を勝手に貸し付けるような権限を与えていないんじゃないか。で、議会とのいろいろな様々なやり取りの中でルールを決めてきた。で、ルールを決めてきたということの中で、外部専門家の関与など、それから区民にどのぐらいの貢献度があるかなどの調査を求めている。これについてのやり取りは内部としてあったか、なかったか。あったとしたらいつやったのか。どんなメンバーでやったのか。そこはちょっと、議会だけは外されているということにははっきりしているんですよ。公式の報告は、一切ないですから、不思議なほどに。だけれども、実は行政内部では客観的なプロセスを経ているのかどうかというところは非常に重要なので、事実行為としてどうかということ。 （「資料で出してもらったら……」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 うん。

じゃあ、いいですかね。今日、今までの話で、その無償貸付けについての考え方、で、条例、そして基準はどうだったのかという資料は出していただけますか。まず、そこをお答えいただきたいと思います。

○大森財産管理担当部長 委員と調整して資料を作成させていただきますが、考え方は、この貸付料の考え方の（２）の第２号というところに、区の指導監督を受け、区の事務事業を補佐し、または代行する団体において、その事務事業の用に供するときというときに無償なり、そういった基準があります。

で、委員がご指摘した、９月１７日の用地問題検討会の確認事項の中に、この日比谷のエリマネ団体を、区の指導監督を受け、区の事務事業を補佐すると。その、区の事業をしていただくという中では、無償で貸し付ける方向で行きましょうという確認をしているというところがございます、事実としては。

○はやお委員長 はい。その資料を見て、確認して。

小枝委員。

○小枝委員 その資料を見て、また今日も現地視察——あ、この後ですかね。

○はやお委員長 確認しますので、まだ、ちょっと。

○小枝委員 はい、はい。それはすみません、すみません。

それで、じゃあ、もう一点、資料で整理するということですので、もう一点資料としてお願いしたいのは、先ほどから申し上げているとおり、不思議なほどこの案件に関して区議会への報告がないんです。で、先ほど木村委員のほうから、区道廃止でうそついちちゃったから、後で都合が悪くなって言えなくなっちゃったんだろうというような解説があって、あ、なるほどなとは思いますが、

それにしてもなんですけど、じゃあ、私、手書きで時系列を書いてみたんですけども、検索用語で入れても、「日比谷」という言葉で入れても、「都市再生」という言葉で入れても、ほとんど日比谷と有楽町、引っかかってこないんですよ。都市計画案件にしたときのも見えてこない。で、ここの、いろいろできている経緯・経過の流れの中で、どこが議会に報告を入れたのか、どんな言葉で報告を入れたのかということを知る資料が、私、個人作業ではちょっと追いつかないので、よろしくお願いします。

○はやお委員長 はい。

今、同じ経緯・経過の話の中で二つあると思います。執行機関が本来であれば、どのような手続・手順で整理していくのか。つまり、一番執行機関の大切とする、デュー・プロセス・オブ・ローなんです。適切な中での、どういうルールの中でやっていくのか。で、今回においては、通常はこれだけの２２５億もの土地、そして３０億はいつの間にか区の財産になっていたと。これについても、今、小枝委員の話からしますと、本来、調整会議で起案する内容かという内容なんです。

だから、本来はどういう手続・手順。確かにその手続・手順というのは時代に応じて変わるかもしれない。でも、確からしい、こういうふうにやってみんなが確認することによって、様々な意見の中で整理されて、そうだなというのは執行機関もされ、そして協定書並びに契約を結ぶのに、議会に報告がない。違法ではないです。でも、通常の適正手続からしたら、かなり大きな瑕疵のある対応をしていたことは明らかである。そういうところ

を、今回のところの経緯・経過、意思決定過程、意思形成過程がどうであったのか。そしてまた何をもってそれをよしとしたのか。それが分かる資料を整理していただきたいと思いますが、お答えください。

○細越政策経営部長 今、委員長からご指摘いただきました、この政策決定の過程が非常にまだ分かりにくいということでございますので、ちょっと私ども一旦この頂いたのを踏まえまして、整理させていただきまして、資料としてできるものを用意したいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかに。あ、ごめんね、岩田委員。

○岩田委員 関連ですみません。

冒頭に説明で、区の土地と建物を20年間無償貸付けで、周りの整備とか管理をしてもらうというので無償貸付けというふうなお話がありましたけれど、これ区にとってどういうメリットがあるのか、もう一回、ちょっと説明していただけますか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 広場を無償貸付けにすることによって、どういうメリットが、区にとってあるのかということだと……

○岩田委員 土地と建物。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 土地と建物ですね。はい。ということだと思いますが、今回の広場を日比谷エリアマネジメントに貸し付けているという目的が、基本的には、広場を、民間の敷地ですね、ミッドタウン側の敷地と合わせて、広場というのは地区計画で整備されておりますので、その広場を生かして、地域住民の交流を促進したりとか、にぎわいの創出を図っていくというようなことで広場を整備して行って、まず地域の活性化のために広場を生かしていこうということで、エリアマネジメント団体のほうにイベントをいろいろやってもらったりというのがこれまでの状況で、まず、あります。

それが一つと、それからあとは、土地建物、広場が土地建物になっておりますので、それ自身維持管理費用、それに長期的には修繕の費用というのがかかってくるわけですが、そういった費用については、広場のほうの下のほうに店舗を入れられるような形になっておりますので、そういったところで収益を上げながら、広場そのものの維持管理費用とか長期修繕の費用を捻出してもらうというようなこと。

それからあとは、周辺の道路ですね、地区計画の範囲内の区道につきまして、通常の日常の維持管理をやって、エリアマネジメントのほうでやってもらっているということと、ちょっとこちらの地区内では、一部の道路については、高質な仕上げになっておりますので、そういったところについては、長期的な修繕も含めて日比谷エリアマネジメントのほうにやってもらうような中身になっておりますので、そういう意味では、広場を生かしながら、そういった、まず地域の活性化と、それから建物そのものの維持管理、それから周辺道路の維持管理、それから修繕についてもやるような形になっているので、そういったことが区にとってのメリットであるのかなということになっております。

○岩田委員 収益を上げてもらう、この収益はもちろん日比谷エリアマネジメントに入るわけですね。で、普通に、おとといの予算委員会でもちょっと話しましたが、やっぱり不動産出身の人間ですから、私。そういうのを考えた場合に、じゃあこの収益をもしも区が上げていた場合に、この修繕とか維持管理なんかも区が出す。何ですかね、もらう利益と出すものかを考えた場合に、人に全部無償で貸し付けて、本来、区が上げたである

う収益をその日比谷エリアマネジメントに上げてしまって、で、ちょっとの、本当にちょっとですよ、この維持管理、修繕なんて。それを払ってもらうから、収益を全部上げちゃう。これはどうなんですかね。その差額なんかを考えたときに、とてもトータルで見て区のためになるとは思えないんです。なぜか。それは、例えばマンションにお住みの方だったら、分かると思います。家賃があって、それで修繕積立金があって、それで管理費があって。じゃあ家賃と修繕積立金の割合はどれくらいですか。全然違うじゃないですか。まさにそういうことなんですよ。

それで、こういうショッピングモールというんですかね、こういうところは、どういふうに収益を上げるか。家賃収入の場合もある。または売上げに対してデパートなんかは大体3割くらい取るんですよ。で、テナントを入れて。じゃあ、それでどれくらいの収益が上がるのか。（「そうなんですよ」と呼ぶ者あり）そういうのを考えたら、もしも、それを区が実際にやっていたら、かなりの金額が手に入ったわけですよ。それを全部よそにあげちゃって、じゃあ、あと管理も任せますからと。管理なんて、僅かじゃないですか。

もう本当に不動産の話ばかりで申し訳ないですけども、不動産の管理なんて、家賃の5%が相場ですよ。にもかかわらず、そういう、何か面倒くさい修繕とか維持管理をってもらうから、だから全部、利益もそっちにあげちゃうというのは、区にとって損失じゃないですか。そういうことを考えたりとかはしなかったんですか。専門家会議とか、そういうので、専門家を入れて、どういう会議なんかをやったのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○早川翹町地域まちづくり担当課長 過去の、ちょっと検討の詳細につきましては、ちょっと今、手元にはないので、少し確認をさせていただきたいんですけども、今回、区の施設ではありますけれども、そういった地域の活性化、あるいは収益を一部上げながらまちの活動に使ったりとか、道路、広場、建物そのものの維持管理に使うという仕組み自体が、なかなか、区が直接やった場合ということが、うまく、なかなか運営できないんじゃないかなということがありまして、それで、今回は隣に、ミッドタウン日比谷ができるということがありますので、そういった店舗と連携したような施設として運営してもらったりしながら、着実な収益を上げてもらいながら、まちのために費用が使えるような形を取っているということになりますので、ちょっとそういう、過去にきちっとそういった検討をしているかどうか、少し確認させていただきたくせけれども、基本的な考え方としては、区で直接、区の区営施設として経営するというよりは、今回のような形で、まちのためにエリアマネジメント団体に任せたいほうが、長期的にもいいんじゃないかという判断をしているということで、こういうふうになっているということになっております。

○はやお委員長 あ、ちょっとね、ここのところは、この日比谷エリアマネジメントのスキームなんですよ。だから、大きい話なので、確認をしたいことが、やはり、結局、はっきり言ってですよ、まちづくり部隊として、もしくは土木のほうの道路公園課としては、本来公園であれば、どのくらいの費用がかかった。これだけかかるから、今回のところの、全部丸投げですよ。建物から土地を全部移して、幾ら、どういうメリットがあるのか、数字的な視点と内容的なものがあるでしょう。でも、せめて最低でも、あそこを公園とするとした場合の積上げ根拠があって、そして、こういうメリットがありますよというのを、当然整理されているはずですので、そこを明確にしてくれと何度も言っているんで。まず、

それをお願いしたいということが一つ。

そして、このスキームが何かというと、区道の付け替えで土地がそちらに移ったというのは理解——ある程度は、金額とかはね。それもおかしいですよ、説明がね。でも、もっと分かんないのが、建物までが、千代田区の資産になっちゃっているんですよ。それを報告もしなかったんですよ。ということが、どのような制度の下に、この土地だけじゃなくて建物までが区の財産になったのか。

つまり何かというと、固定資産税が区の資産になるとかからないんですよ。それで、エリアマネジメントの、今期はちょっと分からない、前期のやつを資料で頂いたときには、6,300万の税引き後の収益があったと。で、それをどう考えるのかということがあるんですね。

普通、建物を、千代田区として所有するならば、普通はですよ、建物をやるための契約案件として出てくるんですよ。全くノーチェックで、気がついてみたら土地も建物もうちのもので、お金の収入全部がエリマネに行っているなんていうのは、考えられないんですよ。そこを明らかにしてくれというのが、委員のみんなのいろんな切り口での話で。だから、そこを明らかに、どのような制度をもって、建物、建物を千代田区のものにしたのか、そういうところを明確にしていだかないと、この話は進みませんから、そこをはっきりさせてください。で、そこが分かる資料を出していただいて、この究明を、真相を深めていくということになると思います。

だから、岩田委員の言っているのは、そういう内容で、数字が、いろいろ今話しましたが、このスキームがどうだったのかということなんです。建物が、普通であれば契約案件で出てくるものが、いつの間にか附帯設備の、まあ——考えられない。東京ミッドタウン日比谷の建物の附帯設備みたいなものの中にうちのものが入っていたと。区民にどれだけ寄与する内容なのか、そういうところを我々にも精査させずに、誰が、これだけの判断をしたのか。もしかしたら、解散劇についても、私の判断だと言った人があるかもしれない。こんな大胆な判断というのは、トップしかできないですから。その意思形成過程、つまり、デュー・プロセスをしっかりと明確にしていかなかったら、本当に千代田区の執行の内容が正確にやられているかと今問われているわけですから。本当にまずいと思いますよ。

で、今日のプレスリリースから見ても、いろいろな不祥事も出ています。気が緩んでいると思いますよ。

ほかにございますでしょうか。

○木村委員 この日比谷の再開発が土地区画整理事業によるものだという説明が、きちっとなされてきてないと思うんですよ。そうすることで土地と建物が、千代田区の所有になってくるわけですよ。だから、どういう経過で、あそこに千代田区の土地と、土地区画整理事業だから、土地の用途は当然、千代田区のものになるわけです。そういう土地区画整理事業であるようなことになったとする、まず仕組みそのものの説明があまりにも少な過ぎるんです。

それから、エリアマネジメント。エリアマネジメントの——いわゆる——によるその仕組みといいましょうかね。ちょっと定款を読んでみましたけれども、それについての説明も、きちんとなされていないがゆえに、ぼわーっとした、すごく不透明に見えてくるわけ



ですね。

ちょっと、具体的に幾つかいいですか。

それで、この定款を読むと、剰余金分配の禁止、あるいは特別の利益の禁止という条文があります。それで、これを見ると、当法人は剰余金の分配を行うことができない、と。仮に収益が上がったと。支出よりも収入がどんどん増えてきたといった場合、この剰余金というのは、いわゆる社団法人ですから、いわゆる社員、三井不動産や東宝や、というその社員に、分配は、この定款上、これはできない、と。できるのかできないのかということと。

それから、ちょっと、午後に行くので、ちょっと予備知識として伺っておきたいんですけども、支出より収入が下がった場合。例えば今のコロナ危機の下での状況を見て、例えば収入が支出より減った場合、そうした場合の赤字のときの対応というのはどうなるのか。ちょっとその2点、ご説明いただけますか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 一つ目のご質問につきましては、まず、剰余金の分配の禁止ということについてでありますけれども、今回、定款については資料提出させていただいておりますが、その中を見ますと、46条というところに特別——あ、すみません、剰余金分配の禁止ということが書いてありまして、当法人は、剰余金の分配を行うことができないということが記載されております。それとあと、47条のところに、特別の利益の禁止ということがございまして、それについては、当法人の——すみません、当法人は、当法人の社員、役員、もしくは使用人、基金の拠出者、またはこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができないということになっておりますので、その会員等に利益が行くというようなことはございません。

それから、あと、収入が、（発言する者あり）そうですね、収入が……

○はやお委員長 赤字になる。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 赤字の経営になった場合には、この定款上は、区のほうに、例えばその責任が来るとか、そういったことはございません。あくまで、その会員のほうで処理するというような形になっております。

○はやお委員長 木村委員。

○木村委員 要するにエリアマネジメントの仕事は、そのエリアマネジメント会社の、社団法人の仕事ですね。先ほど、冒頭に言われた、そのにぎわい、まちの活性化。それから、土地と建物の維持管理と修繕と。それから、街区はエリアがありますよね。JRまでずっと行ったような街区、ブロック全部、維持管理をする、と。で、その費用というのは、恐らく、今までどおりかかると思うんですよ。これは経済の好況、好不況にかかわらずですね。

で、その仕事の内容というのは、例えば、道路の維持管理であるとか、建物、土地の維持管理というのは、これは収益に応じて仕事の内容というのは変わってくるんですか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 まず、建物に関しては、やっぱり経年劣化するごとに修繕費は増えていくということがございますので、当然、その内容に応じてという形になります。ですから、その修繕の細かい内容まで、いつ何をやるかということまでは、特に決めがない。ありませんので、そういう意味では、内容については、修繕の内容については変わっていきますので、場合によっては、年間の収益によっては変わってくる可能

性はあると思います。ただ、初年度——初年度というか昨年度、報告させていただいている決算のような状況ですと、恐らく想定より収益が多いという形でしたので、その収益の想定していたものより多い分ということはあるんですけども、長期の修繕の積立金という形で、毎年、エリマネ法人のほうで積立てをしていって、長期的な修繕の基金のような形でためていくというような形になっております。

それで、今年度は、恐らくコロナの影響で、例えば店舗の収入等が減ったり、イベントができないという状況がありますので、そういった収入は減るという形になりますので、そういった形での収益が、最終的に出てきますけれども、もし想定が少なくても、以前で最初の年のように収益がよかった年と相殺して、長期の修繕等も含めて、通常の維持管理等も含めてやっていくというのは、エリマネ法人のほうでやっていくというような形になっております。

○はやお委員長 いいですか。まあ、昨年度の6,300万、これからその収益を確認していかないといけないんでしょうけど、その維持ぐらいについては、十分、出っこみ引っ込みがあったとしても、吸収できるのかなと。20年間あれば。その辺のところについては、一応エリマネのほうで対応するということと受け止めさせていただきました。

今日のところは、一応資料のところ、もう一度この内容を踏まえまして、再度資料の提出を頂き、そしてまた、委員の中で、100条委員会の中で整理させていただきたいと思います。

で、今日の説明についての質疑は終了いたしますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、次に（2）、これ、国内か。国内行政調査についてお諮りいたします。委員お手元に、行政調査計画書の案文を配付させていただきました。この計画案どおり、日比谷ステップ広場の現地調査を、本日、午後4時から実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それ、（発言する者あり）あ、まあまあ、はい。3時。ああ、あの地検の告発ね。告発文を出すのが3時ということで。まあ、じゃあ時間的には余裕があると思いますので、4時から現地調査をさせていただきます。

執行機関のほうも、よろしいですね、その準備のほうは。（発言する者あり）はい。

で、今日は、見れないところがないよね。全部見れるよね。（発言する者あり）はい。

それでは、そのように決定させていただきまして、本日、午後4時から現地調査を実施いたします。

次に、（3）追加告発について、確認したいと思います。

7月29日の18時に、石川雅己区長次男の証人尋問を行いました。その際に、既に各委員のほうに議事録を、未定稿ですけどもお渡ししております。

また、それに加えて、資料として、6月12日、区長の記者会見の資料。そして6月16日、証人尋問後の石川区長のぶら下がり資料。それを踏まえて、前回5項目の虚偽について検討している。一つが、事業協力者住戸との説明があらかじめあったかという、虚偽答弁というか、その内容があったと。で、その次は、申込み、抽せんについての虚偽

答弁。そして、購入に至る経緯・経過。そして、共同購入、区長が認識した時期について。そして、5番目の、今回、告発、本日行うんですけれども、三井不動産レジデンシャルへの事実の確認というところについては、虚偽答弁並びに偽証ということで、加えて答弁拒否ということで刑事告発——あ、証言拒否。証言拒否ということで、告発をさせていただくということになっています。

5番目のみですけど、ほかの1から4の内容につきましては、次男さんの証人尋問を聞いてからということだったんですが、この辺、今後の告発についてご意見があれば、今日のところについては、皆様のご意見を聞いて、整理、正副で受けたいと思いますが、何かございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

○小枝委員 解散劇の翌日みたいな格好だったかもしれないんですけど、次男さんにおいでいただいて、何でしたっけ、レターパックの郵送先が……

○はやお委員長 ああ、それもあったね。ごめんなさい。

○小枝委員 あ、ごめんなさい。私が……

○はやお委員長 それはいいの、いいの。レターパックも、皆さんにお配り……

○小枝委員 ええ。×××のほうに、区長——多分ご自宅ということになるんだと思うんですけど、送達されていたということとか、幾つか新たな事実が出てきておりますので。

また、ちょっと今問われていることとイコールかどうか分からないんですけど、ちょっと驚きましたのは、先週末ですか、日付としては8月21日付に、区長のほうから、また意見書というようなものも出てきたということ……

○はやお委員長 委員会にね。

○小枝委員 はい。ということを受け止めますと、私はもう、もう事業協力者住戸については、ここまで明らかになっているのだからという気持ちもあったんですけど、ちょっと、事態はそんなに甘いものではないという認識を持ちまして、ここは事実をしっかりと確認をしていく必要があるだろうということから、もう一度、区長をお呼びするということが、もしくは区長の奥様をお呼びするかというようなことを考えていかないと、その事実の確認がしっかりとできないんじゃないかという思いを、昨日今日、思っているところです。意見です。（発言する者あり）

○はやお委員長 まあ、一応、次の本当は証人尋問の要求、これと追加告発ということと本当は同時性なんですけど、そこまで、今、小枝委員のほうからご発言がありましたんで、今後の証人尋問も含めまして、何かご意見がありましたら。

と申しますのは、先ほど、石川区長そしてまたはご夫人という話が出てきておると。で、何かというと、レターパックにつきまして、次男さんの証言の中に、様々ないろいろな出てきたその資料につきましては、「私の自宅ではなくて実家のほうに」という答弁があった。そここのところを見ると、実質的な契約者というのは、実はご夫婦だったのではないのかというのが、普通に考えられる内容です。そういうところを深めてくるとどうかということですので、追加告発とも関係し、証人尋問とも関係するんですけども、ただいまは、石川区長並びにご夫人というお話を頂きましたけども、何かほかにご意見を頂いた、今日のところはご意見を受け止めさせていただきまして、またリーガルチェックをしていただいております両弁護士、鈴木弁護士並びに中川弁護士とも、いろいろ専門的知見を踏まえて、また皆さんにご相談をさせていただき、早急に、31日を目途に、いろいろと様々に

決めていきたいと思いますが、何かご意見がございましたら、ここで。

○林委員 8月24日に委員会のほうに来た石川雅己さん個人の代理人が連署していない意見書で、こういうふうを書いてあるんですね。三井不動産レジデンシャルに云々と書いてあって、事業協力者住戸であったという認識は、購入者には全くありませんでしたという認識なんです。ところが、全部調べてみると、石川雅己さん、そしてそのご家族が持っていた資料によると、契約前に事業協力者住戸というのが手に渡っていたと。で、それを石川雅己さんの代理人にも、その価格表も渡していたという、十分、状況証拠も、三井不動産レジデンシャルの認識も、事業協力者住戸と説明していましたよという形だったんですが、そんな認識はないんですよというのが、石川雅己さん個人のものが出てきました。

まあ、蛇足ですけども、最後のところは、三井不動産レジデンシャルに対して、その責任を、説明責任を求めていく所存です、と。これはまさしく、今回、告発する、知人って誰ですか、三井不動産レジデンシャルにちゃんと確認したんですかと聞いているのに、それを証言拒否しておいて、今さらながら、説明責任を事業者に求めていくという意味不明の文章なんです。

とはいうものの、石川雅己さんは、次男が全てやったんで、事業協力者住戸としての認識はなかったというのは、6月16日の証人尋問で明らかになりました。これが偽証か云々は別として。

7月29日の次男の方の証人尋問では、いや、価格表をもらったとはいうものの、公認会計士なんです、そんな細かいのは見ないし、事業協力者住戸って何ですかと、三井不動産の販売業者に確認もしなかったという話でした。

で、レジデンシャルさんのほうに記録の提出を求めたら、石川雅己さんは、こう言っていたんですね。今年の3月、木村委員の質問で、NHKの報道があって初めて事業協力者住戸と知った。で、数々の、予算委員会では虚偽答弁していたんですが、100条委員会の証人尋問、6月16日のときには、やっぱり記憶違いでしたと。虚偽答弁でしたと。委任状を書いた、平成28年2月19日、委任状の判こを押していたから私の字で、この時点で、事業——まあ、共同購入という認識があったと言っていたんですけども、先ほどあったレターパックの日付を見ると、平成28年2月8日。8日ですね。委任状を書くより前に、石川——これ、名前を言っていないんですかね、次男の方……

○はやお委員長 次男。

○林委員 次男の方。で、石川雅己さん、そして石川雅己さんの奥様の3人連名で、契約手続のご案内、3人連名で来ているんですね。となると、石川雅己さんが6月16日に言った、平成28年2月19日に初めて認識したよりも前に、共同購入のほうが明らかになっているんで、偽証をしっかりとした形でやっていくには、区長の奥様を、3人連名なんで、証人尋問で呼んだ上で、追加的な告発をかけていくのが、最も平等性、公平性に、より立った形ではないかと。

かつ、石川雅己さんも、意見書の中で、先ほど言った、つい24日に出てきたので、三井レジデンシャルにもしっかり紹介してくださいよと我々に言ったんですが、誰に聞いたらいいか、区長、分かりますかと言ったら、俺は分からないと。次男が三井不動産レジデンシャルの担当者とやったんだと。で、次男の方に聞いたら、いや、もう四、五年前だから記憶にございませんと言ったのであるならば、この連名3人の区長の奥様に、三井不動

産側の担当者、どなたとご連絡を取られたのかというのを併せた形で、証人尋問としてお呼びして確認した上で追加の刑事告発をされるのが、最も客観的にいい形なのかなというのが、意見として私はあります。

○はやお委員長 はい。

今、それぞれ、共有名義である石川雅己さん、そしてまた次男さん、そしてご夫人ということからしたときに、ご夫人の証人尋問はあり得るんじゃないかと。そういうことが真相究明の一つの重要な情報、重要な事実が明らかになるのではないかとということ、今、様々、お二方のほうから意見を頂きました。

これにつきましては、ちょっと、正副でちょっと受けて——はい、木村委員。（発言する者あり）いい。

米田副委員長。

○米田副委員長 しっかり事実調査するというのは、僕も大事なことかなと思います。また、石川区長の奥様については、ちょっと民間人なんで、少し配慮していただきたいというのが、まず要望です。

で、もう一つは、様々100条委員会の中で、いろんな価格表が出てきております。この三井レジデンシャルさん、この方にも、ここにも一度、証人として参加していただいて確認したいということが、私の中ではあります。価格表がいろいろあるじゃないですか。

（発言する者あり）ええ。はい。（発言する者あり）

○はやお委員長 ああ、ちょっと待ってください。はい。

○米田副委員長 担当者ですね。

○はやお委員長 担当者。はい。（発言する者あり）

桜井委員。

○桜井委員 どういうステップでこの件についての究明をしていくかということでは、私も石川区長の奥様にお越しを頂くという、もちろん民間人の方ですから、それなりのご配慮をした上で、それと、石川区長にもまた、確認をしなくちゃいけないことがあると思うんですね。

それと、三井不動産レジデンシャルについては、今までも当委員会から、議長名でいろんな資料の要求をしました。それに対しての、非常に誠実、私はですね、全体的には誠実な、真摯な対応をしていただいて、資料の提出をしていただいたと思っています。で、この間の中で、いろいろなその当委員会の中での審議をして、そのレジデンシャルからの資料をもって、告発まで本日至ったわけですけども、そういう面では、レジデンシャルさんに来ていただいて、今まで出していた資料が正しいかどうかなんて確認をする必要はないと思う。今までも、そういう形で資料を頂いているわけですから。それ以外に、新たなレジデンシャルに確認する何かあるのであれば、お呼びして確認するということはあると思うけども、本日、今日のところの段階で告発にまで至ることができた、その資料の確認程度であれば、もっと先に優先するべきものがあるんじゃないかというふうに私は思います。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

木村委員。

○木村委員 7月29日に、区長の次男の証人尋問がありました。やはり焦点は一つ、事

業協力者住戸であることを知っていたかどうかだったと、私は、私としては問題意識を持って、尋問に臨んだわけですね。

で、区長は報道で初めて知ったという、証言でもそのように述べていらっしやいました。次男さんの尋問の中では、委員長のほうから主尋問で事業協力者住戸という説明があったかどうか繰り返し確認されたけれども、証言の内容は、記憶にない、覚えていない、聞いたかどうか覚えていないと、この連続だったわけです。

で、モデルルーム、11月7日にモデルルーム訪問の結果を証人が区長に話したかどうか。この主尋問に対して、言ったかもしれないし、言わなかったかもしれない、覚えていないと。さらに区長夫人は、モデルルームを訪問したその結果を区長に話したかと。これについては、本人ではないので知らない、分からないという、そういう証言だったわけです。ですから、結論として、区長の新たな偽証を裏づける証言は得られなかったというふうに私は感じました。だって、9割以上分からないんだから。

それで――ただ、はっきりしたのは、真相解明にとって三井不動産レジデンシャルの証人喚問は避けられないと。誰かというのは、次の問題です。便宜を区長が図ってもらった、区長と家族が図ってもらったのは、これはもう、これまでの資料と証言でもはっきりしました。便宜を図ってもらったのは、もうはっきりしているんですよ。問題は、なぜ図ったか。便宜を図ったのかなんです。

いろいろ、三井不動産レジデンシャルから資料を頂きました。こういう形で事業協力者住戸になっていったという資料は、つぶさにはっきりしました。しかし、どんなに三井不動産レジデンシャルの資料を見ても、なぜ便宜を図ったかは一切分かりません。なぜ、初めての――今回、次男さんが、三井不動産との取引は初めてだと言われたけれども、初めての取引相手に、なぜ得意客の事業協力者住戸を提供したのかと。

で、1月9日に本当に優先購入できると話したのかどうか。なぜ、11月7日に記載になかった事業協力者住戸という文言が、12日後の19日の予定価格表には記載されたのか。三井不動産レジデンシャルに聞きたいことは無数にあります。私、ざっと思い出しただけでも35項目ありました。便宜を図った側と、図られた側の業者を呼んでこそ、本当の真相解明になるんじゃないでしょうか。私は、レジデンシャルを呼んでこそ、本当に真相解明につながるものであり、100条委員会の本気度が問われると、そう思っています。○はやお委員長 はい。

えっ。（発言する者あり）はい。休憩します。

午後0時11分休憩

午後0時16分再開

○はやお委員長 再開いたします。

ただいま、様々なご意見が出ております。この中につきましては、告発の追加並びに証人尋問の請求に関しては、いま一度正副のほうで預からせていただきまして、皆様とご相談させていただきたいと思っております。

ただ、先ほど林委員のほうから話がありましたとおり、また、木村委員からも話がありましたとおり、今回の石川区長のほうからの意見書の中身の多くは、マンションが、価格が下がっていると。だから、私は問題ないんだと。で、事業協力者住戸については知らないと言いつけているんですね。でも、6月25日の区長のプレスリリースでは、つまり事

業協力者住戸というのを変えたんですね。抽せんではなかったと。早く申込みをすれば、優先的に購入できる。そして、区長が、三井不動産レジデンシャルの照会書、つまり弁護士、代理人のほうにレジデンシャルに送った照会書があります。その中に書いてある内容が、「その対象の部屋が先着購入することができる可能性があることを聞いた」と書いてある。次男から聞いた、と言っているんです。

つまり何かというと、間違いなく一般の抽せんではなかった。それが事業協力者住戸であったかどうかというのは別にしながらも、間違いなく抽せんなく、あっせん利得があったということは間違いのないところでは押さえられているわけ。ここが焦点にもかかわらず、意見書には、価格が下がった。そして、レジデンシャルを呼べ。そして、最初のうちは、違法だから100条調査を終了しろと言っていたのが、レジデンシャルを呼べ。100条委員会を続ける。全く、解散劇をした区長の言う言動とは考えられない。そういうような文書を投げてきているので、やはり、我々のほうも、それなりにどういう対応をするのか、そして、木村委員がおっしゃるように、時間もありますので、そこをもう一度皆さんとよく相談しながら、効率的に進めていきたいと思えます。（発言する者あり）ああ。真相解明していきたいと思えます。だから、こここのところについては、十分、相手側のほうも、そういうふうと言っていることを冷静に判断して、どういうふうに進めていくのかということを決めていきたいと思えます。

じゃあ、このところにつきましては、取りあえず、何でもかんでも、今、正副で預かって、もう山積み状態で大変なんですけど、追加の告発についてと今後の証人尋問につきましては、様々なご意見を頂きましたので、整理させていただき、皆さんとまたご相談させていただきたいと思えます。

今後——えっ。うん。じゃあ、もう一応これで。

それでは、これで4番目まで終わったのかな。4番目まで終わりましたので、以上、5番目のその他のところに入らせていただきますけど、100条調査のその他です。何かございましたら。こちらのほうはございませんが、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇はやお委員長 はい。

それでは、次に、100条調査以外、企画総務委員会でございますので、その他として何か委員ございましたら、お願いいたします。

〇林委員 手短に3点ございます。1点目が、昨日の予算特別委員会で、これ、今回の区長の公用車と日程表にも関わりあるんですが、7月6日、区長日程では真っさらだったんですが、東京都知事選挙の次の日、翌日。都知事に会われたと、区長は言明されました。普通に考えると、あの小池都知事が受かった後、報道陣に囲まれて石川雅己さんに会う時間があるのかなと普通に思うんで、そこは独自に調査しますけれども、その際に様々なコロナ対応を東京都知事に申し入れたとおっしゃられたんで、そのときの資料を、次回の企画総務委員会までに出していただきたい。

2点目が、7月28日、違法だから撤回するという形で解散劇がありましたけれども、この間、7月27日の本会議の緊急質問でも、総務省に地方自治法178条の文書照会等々を、職員の方はされていたのです。で、本会議の答弁でも、照会の確認ができていないといって、我々の認識とかなり違うんですけれども、解散劇に至った、要は、どなたに

唆されて解散ができるかと判断して、職員の方が違法な解散通知に従って、100条委員会の記録の照会も拒否し、予算委員会も出席を拒否し、やられた事務執行に関わる会議体、そして、その賛同者、記者会見を含めて、全て時系列で提出していただきたいのが2点目です。

3点目が、本日、プレスリリースで、大変残念なことです。どこかのチャンネルで、部下の手柄は上司の手柄、上司のミスは何とかとありますけれども、職員の方が領収書を偽造をかけた。で、大変残念なお話です。ただ、よその自治体の都民版をよく見ると、違法行為をした職員がおられると、時の区長は、職員が違法行為をしたんだからと自ら身を削る特例条例、昨日もちょっと確認したんですが、全くそんな気ないみたいですけど、違法をご本人がやられていて。部下の職員が違法行為をしたときに、23区でいいんですけども、ここ数年間、3年ぐらいで、どういう特例条例、要は自らトップたる者が、部下がミスをしたんで自ら身を削るといった事例、何%、何か月で特例条例で減給したのかを含めて、次回の企画総務委員会までに提出をしていただきたいんですが、よろしいですかね。

○はやお委員長 はい。よろしいですか。その資料につきまして、どうでしょうか。

担当部長。

○細越政策経営部長 ただいま林委員のほうから3点、頂きました。まず1点目のこの区長が7月6日に知事にお会いして、（発言する者あり）はい、そのコロナ対応の資料ということでございますけれども、恐らく、昨日、私も初めて聞いたんですけど、口頭でやり取りをしたということかなと思いますので、資料……（発言する者あり）

○はやお委員長 まあ、そのところについては、資料について確認していただいて、質問者を含めて……

○細越政策経営部長 はい。どういったものがあるかということ……

○はやお委員長 はい。整理してください。

○細越政策経営部長 分かりました。はい。

それから、2点目でございます。このたびの、いろいろとお騒がせしました、解散に伴いました、この事務執行に係る時系列なものということでございます。これにつきましては、はい、こちらのほうで確認させていただきます。

○林委員 総務省に何月何日、7月27日……

○細越政策経営部長 はい、分かりました。

それから、3点目でございます。職員の不祥事でございます。こちらにつきましては、もう、本当にあってはならないことだと思っております。23区の過去の、こういった部下の責任に対する首長の対応ということで、これにつきましても、こちらのほうでまとめたいと思います。

○はやお委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、ないようですので、以上をもちまして、企画総務委員会、100条委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。



午後0時25分閉会